

第三章 初動対応

感染疑いが発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

〇〇の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	松井 亨諭	各 事業所管理者
医療機関、受診・相談センターへの連絡	各 事業所管理者	各 事業所主任
利用者家族等への情報提供	各 現場スタッフ	各 現場スタッフ
感染拡大防止対策に関する統括	松井 亨諭	各 事業所管理者

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 第一報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者へ報告 ・ 管理者（児童発達支援管理責任者等）へ報告する。 ・ 管理者不在時は、代行者へ報告する。 ・ 地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡 ・ 関係医療機関やかかりつけ医などの地域で身近な医療機関に連絡する。相談先に迷った場合などは、最寄りの保健所に連絡する。 ・ 事業所内・法人内の情報共有 ・ 個人情報の取り扱いに注意する ・ 情報の共有は家族、事業所内・法人内の最小限に止める ・ 指定権者への報告 指定権者へ感染の疑いがある者の旨を連絡し、指示を仰ぐ。 ・ 相談支援事業所への報告 相談支援事業所へ感染の疑いがある者の旨を連絡する ・ 家族への連絡 発熱等により感染の疑いがある旨を連絡し、初動対応について説 	様式 2